

<中小規模事業所>

東京都地球温暖化対策報告書制度について 2025（令和7）年度施行

東京都環境局
気候変動対策部 総量削減課



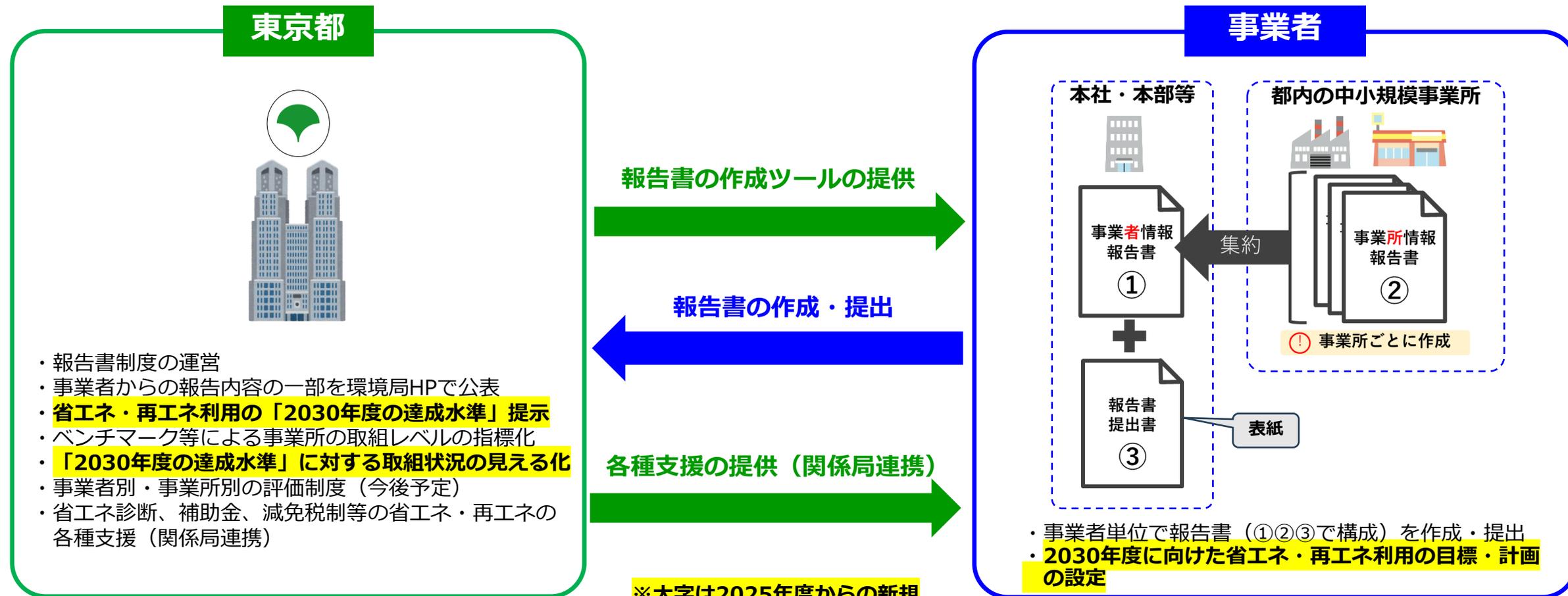
1. 報告書制度の概要 スライド3
2. 地球温暖化対策報告書制度の改正 スライド7
3. 報告書の作成・提出 スライド14
4. 報告内容の公表 スライド16



1. 報告書制度の概要



- 本制度の対象事業者は**前年度（4月～翌年3月）のエネルギー使用量等の実績**について、**毎年度、都へ報告**
- 都は、事業者の報告に基づき、省エネ対策等の取組レベルを見える化をはじめ、関係局との連携のもと、省エネ診断、補助金、減免税制等の各種支援により、継続的な**脱炭素化（2030年カーボンハーフ）**に向けた取組を後押し



※太字は2025年度からの新規

- 都内で中小規模事業所（年間原油換算エネルギー使用量1,500kL未満）を所有又は使用する事業者が対象
- 同一の事業所においても、所有者と使用者がそれぞれの報告範囲に対して別々に報告書を作成・提出

都内に中小規模事業所を所有又は使用する事業者が対象

中小規模事業所とは、
 年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所
 都内に所在する約63万の事業所のうち、99.8%以上が中小規模事業所



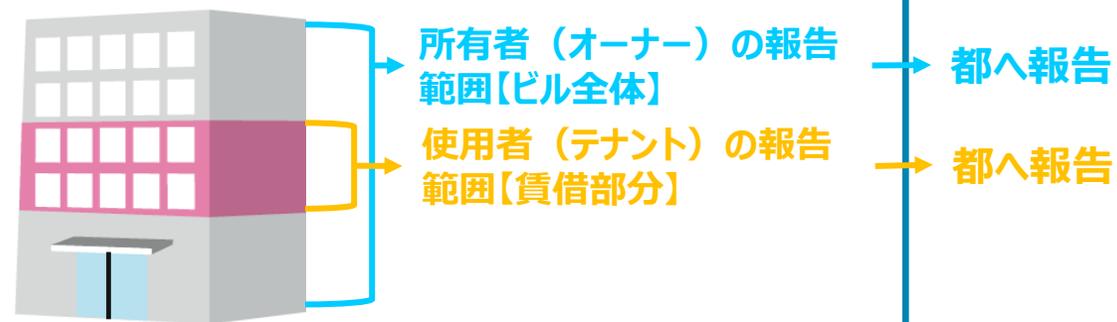
対象外

- 1 自動車・鉄道・船舶・航空機などの運行(運航)に伴うもの
- 2 住居
- 3 都外の施設

同一の事業所においても、所有者と使用者が、それぞれ報告書の作成・提出

ビル1棟借り、サブリース、区分所有や共有の場合にも該当

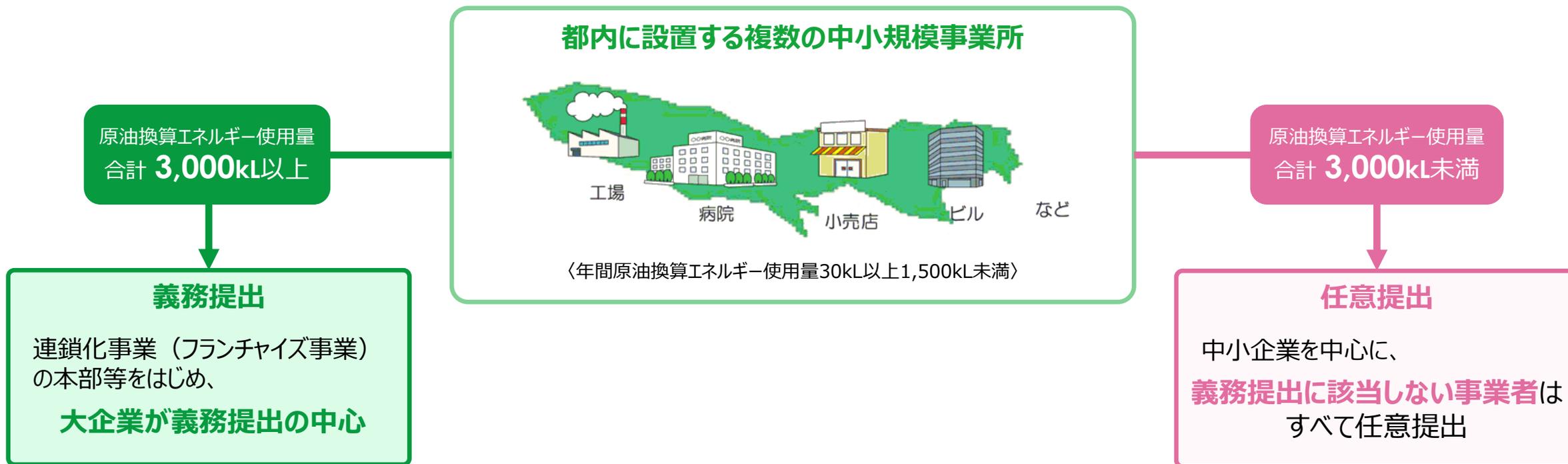
(例) テナントビルの場合



- 都条例により、都内の中小規模事業所の年間原油換算エネルギー使用量の合計が3,000kL以上の事業者は報告書の提出義務
- 同使用量が3,000kL未満の事業者も任意で報告書の提出が可能

※この合計対象は年間原油換算エネルギー使用量が30kL以上の中小規模事業所（30kL未満の事業所は合計の対象外）

事業者が都内に所有又は使用する中小規模事業所の年間原油換算エネルギー使用量の合計で報告書の提出義務の有無を判定



※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八条の二十三

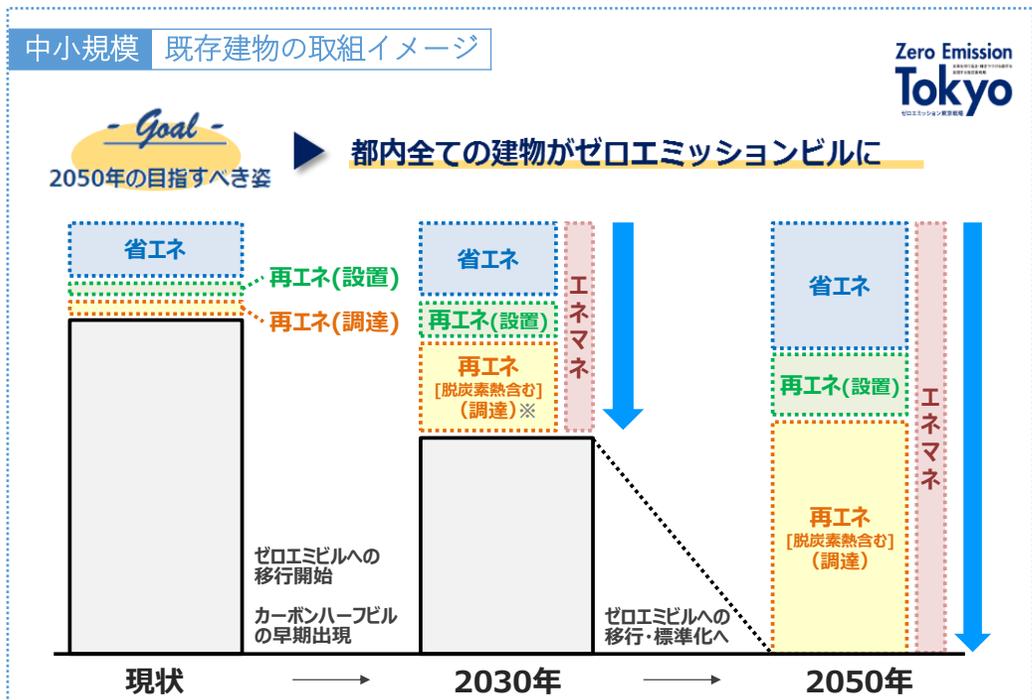
2. 地球温暖化対策報告書制度の改正



○ 2030年カーボンハーフ実現に向けて、「さらなる省エネの深掘り」と「再エネ利用の拡大」を促進する制度へ改正 (令和7年4月)

● 都の2030年目標 (東京都環境基本計画)

▶ 都内温室効果ガス排出量(2000年比)	50% 削減 (2030カーボンハーフ)
▶ 都内エネルギー消費量 業務・産業部門(2000年比)	35% 程度削減
▶ 再生可能エネルギーによる電力利用割合	50% 程度



報告書制度のおもな改正ポイント

① 省エネ・再エネ利用の「2030年度の達成水準」の設定

2024 (令和6) 年度までの旧制度では、目標設定は任意

東京都: 省エネ・再エネ利用に関する「2030年度の達成水準」を提示
 事業者: 都が示す達成水準を踏まえ、自ら、省エネ・再エネ利用の2030年度の目標とその計画を策定し、その達成状況について毎年度、都へ報告

② 再エネ利用に関する報告書の拡充

2024 (令和6) 年度までの旧制度では、再エネ利用に関する具体的な報告なし

✓ 再エネ利用に関する報告項目を拡充するとともに再エネ電気割合など公表内容を拡充
 ✓ 追加性のある再エネ導入など、積極的な事業者の取組を評価することで、再エネ利用拡大を促進

③ 積極的な取組を後押しする評価・公表の拡充

2024 (令和6) 年度までの旧制度の評価・公表を拡充

✓ 報告された取組状況について、省エネ、再エネ利用、CO₂削減の3つの視点から「見える化」し、第三者にも分かりやすく評価・公表することで、積極的な取組を促進

- 2030年カーボンハーフに向けて、都は、省エネ・再エネ利用の「2030年度の達成水準」を提示
- 省エネ・再エネ利用の「2030年度の達成水準」は、各々「事業者の取組」と「事業所の取組」の2つを提示し、いずれか事業者が選択
- 事業者は、選択した「2030年度の達成水準」を参考に、自ら、2030年度に向けた計画・目標を設定

東京都

「(ア)事業者の取組」は、事業者が報告する全ての事業所を対象として取組を推進
 「(イ)事業所の取組」は特定の事業所を対象に取組を推進

2030年度の達成水準

2030年度の達成水準		
省エネ	(ア) 事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の合計エネルギー使用量を35%削減(2000年度比) ※1
	(イ) 事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち、全てのエネルギー・ベンチマーク適合事業所のエネルギー使用原単位が都のベンチマークのレンジA ※2
再エネ利用	(ア) 事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の電気使用量のうち再エネ電気の割合を50%
	(イ) 事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち再エネ電気100%事業所の割合が20% ※3

- ※1：基準年は原則2000年度であるが、都が示す「基準年表」から選択可能
基準年度を選択する場合、2030年度の達成水準は基準年表に定める削減率
- ※2：全事業所数のうちベンチマーク適用事業所が7割以上の事業者のみ選択可能
- ※3：再エネ電気100%を目指す事業所は事業者が報告する事業所の中から選択
詳細については、都環境局HP掲載の「地球温暖化対策報告書作成ガイドライン」参照

事業者

2030年度に向けた計画・目標の設定

(2025(令和7)年度)

①	省エネ、再エネ利用の各々について (ア)事業者の取組 又は (イ)事業所の取組のどちらかを選択
②	①で選択した達成水準を参考に 2025(令和7)年度実績~2030(令和12)年度実績の 省エネ、再エネ利用の各々の計画・目標を設定



**2026(令和8)年度に提出する報告書から
自ら設定した計画・目標に対する取組状況を記載**

- ※ 事業所の新設、廃止、移転等への対応のため、
次年度以降の計画・目標の再設定が可能

**省エネ
(ア)事業者の取組**

事業者が報告する全ての都内事業所の合計エネルギー使用量を35%削減 (2000年度比)

<留意点>

- ① **基準年**は原則2000年度とするが、**都が示す「基準年表」(下記参照)から選択可能**。その場合、2030年度の達成水準は基準年表に定める削減率となる。 【例】2018年度を基準年として選択 → 2030年度の達成水準はエネルギー使用量**20%削減 (2018年度比)**
- ② **事業者は、2030年度までの計画期間中に事業所の新設、廃止、移転等が生じる場合は、基準年の変更や「(イ)事業所の取組」※への変更等、計画・目標を再設定できる。** ※選択できる事業者要件を満たす場合のみ。

基準年表

実績年度	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)
エネルギー使用量 (都内中小・PJ)	359.3	350.2	351.0	340.5	354.5	366.3	354.6	361.4	348.3	330.7	339.1	307.0	309.0
エネルギー増減比 (2000年度比)	0%	▲3%	▲2%	▲5%	▲1%	2%	▲1%	1%	▲3%	▲8%	▲6%	▲15%	▲14%
2030年度に向けた 目標削減率	35%	33%	33%	31%	34%	36%	34%	35%	33%	29%	31%	24%	24%
実績年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
エネルギー使用量 (都内中小・PJ)	304.4	296.1	294.0	293.1	295.1	293.0	283.6	265.4	263.1				
エネルギー増減比 (2000年度比)	▲15%	▲18%	▲18%	▲18%	▲18%	▲18%	▲21%	▲26%	▲27%				
2030年度に向けた 目標削減率	23%	21%	21%	20%	21%	20%	18%	12%	11%				

省エネ (イ)事業所の取組

事業者が報告する全ての都内事業所のうち、
全てのエネルギー・ベンチマーク適合事業所のエネルギー使用原単位が都のベンチマークのレンジA

<エネルギー・ベンチマークとは> 26業種区分

報告書データ（2018年度実績）を基に、事業所の延床面積当たりのエネルギー使用量（＝エネルギー使用原単位）を業種区別に7段階（レンジA+,A,B,C,D,E,F）に指標化。事業所のエネルギー使用レベルを、2030年度の達成水準、平均値（2018年度）との比較で把握しやすくすることを目的。
なお、多様な業態等により比較に適さない業種区分や規模についてはベンチマーク対象外。

<留意点>

- ① 【事業者要件】 報告する事業所数のうちエネルギー・ベンチマーク適合事業所が**7割以上の事業者のみ選択可能**（作成ツールで確認できます）
- ② 事業者は、**2030年度までの計画期間中に**、事業所の新設・廃止等でベンチマーク適合事業所が**7割未満**となった場合は、翌年度以降は「(ア)事業者の取組」で計画・目標の再設定が必要

※①の事業者要件を満たす場合であっても、計画期間中、事業者の判断で「(ア)事業者の取組」で計画・目標の再設定は可能

エネルギー・ベンチマーク

レンジ	レンジが示すレベル	基準
A+	トップ10%レベル (同業種の2018実績での上位10%レベル)	2018年度の原単位の昇順で上位10%の値以下
A	2030年度達成水準レベル (平均値より20%以上削減)	上位10%の原単位の値超～ 2018年度の平均値の80%以下
B	Nearly2030達成レベル 水準まで90% (平均値より18%以上減)	2018年度の平均値の80%超～ 2018年度の平均値の82%以下
C		2018年度の平均値の82%超～ 2018年度の平均値の100%以下
D		2018年度の平均値の100%超～ 2018年度の118%以下
E		2018年度の平均値の118%超～ 昇順で下位10%の値以下
F		2018年度の原単位の昇順で下位10%の値超

2018年度の
平均値 (MJ/m²)
(= 100%)

業種区分の例

業種区分	対象要件		事業所の延床面積
	用途等	産業分類	
オフィス (テナント専有部)	他社所有 建物一部使用 事務所	3921情報処理サービス業、6911貸事務所業、96外国公務、97国家公務、98地方公務を除く	Ⓐ 3,000㎡未満
			Ⓑ 3,000㎡以上
オフィス (自社ビル)	自己所有 建物全部使用 事務所	3921情報処理サービス業、6911貸事務所業、96外国公務、97国家公務、98地方公務を除く	Ⓐ 6,000㎡未満
			Ⓑ 6,000㎡以上
テナントビル (オフィス)	建物全部使用 事務所	6911貸事務所業	1,000㎡以上
テナントビル (商業複合系)	建物全部使用 物販、飲食、複合	6911貸事務所業	Ⓐ 1,000～3,000㎡未満
			Ⓑ 3,000～6,000㎡未満
			Ⓒ 6,000㎡以上
物販店 (コンビニ)	物販	5831 コンビニエンスストア	Ⓐ 100㎡未満
			Ⓑ 100～150㎡未満
			Ⓒ 150～200㎡未満
			Ⓓ 200～400㎡未満

再エネ利用 (ア)事業者の取組

事業者が報告する全ての都内事業所の電気使用量のうち再エネ電気の割合を50%

<留意点>

1. (報告書を提出する) 都内の全事業所分について **再エネ電気の使用量の合計 ÷ 電気使用量の合計 × 100 ≥ 50%**
2. 再エネ電気の種類については、①オンサイト再エネ、②オフサイト再エネ、③小売電気事業者からの購入、④再エネ由来証書の利用がある。
3. **事業者は、2030年度までの計画期間中に、再エネ利用の「(イ)事業所の取組」への変更等、計画・目標を再設定できる。**

再エネ電気の種類

	供給方法	内容
①オンサイト再エネ	自家発電・発熱	事業所の敷地内に設置した再エネ設備で発生させた電気であり自営線を介して事業所等に供給されたもの
	オンサイト型PPA	事業所の敷地内に設置した第三者保有の再エネ設備で発生させた電気であり自営線を介して事業所等に供給されたもの
②オフサイト再エネ	自営線等	事業所の敷地外に設置した再エネ設備で発生させた電気であり自営線等を介して事業所等に供給されたもの
	オフサイト型PPA	事業所の敷地外に設置した第三者保有の再エネ設備で発生させた電気(特定の需要家に供給することを約束されたものに限る)であって、直接事業所等に供給されたもの
	自己託送	再エネ設備を用いて発電した電気であり自営線等とは別の搬送方法で、当該再エネ設備を設置する者の別の場所にある事業所等に供給されたもの
③小売電気事業者からの購入	小売電気事業者が提供する再エネ電気プランを契約し、供給を受けたもの。すべて再エネ電源で発電した電気を供給するものもあれば、火力等の化石燃料由来の電源で発電した電気に非化石証書やグリーン電力証書等を付与して実質再エネにしているものもある。	
④再エネ由来証書の利用	グリーン電力証書 グリーン熱証書	グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再生可能エネルギーにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書
	FIT非化石証書 非FIT非化石証書(再エネ指定)	再生可能エネルギーなど非化石電源の「環境価値」を取引するために、経済産業省 資源エネルギー庁が認証・発行する証書

**再エネ利用
(イ)事業所の取組**

事業者が報告する全ての都内事業所のうち、再エネ電気100%事業所の割合が20%

<留意点>

1. **再エネ電気100%の事業所数 ÷ 事業者が報告する事業所数 × 100 ≥ 20%**
2. **再エネ電気100% (をを目指す) 事業所**については、**事業者が報告事業所の中から選択可能** (選択にあたっての要件なし)
3. 再エネ電気の種類については、①オンサイト再エネ、②オフサイト再エネ、③小売電気事業者からの購入、④再エネ由来証書の利用がある。
4. **事業者は、2030年度までの計画期間中に、再エネ利用の「(ア)事業者の取組」への変更等、計画・目標を再設定**できる。

再エネ電気の種類

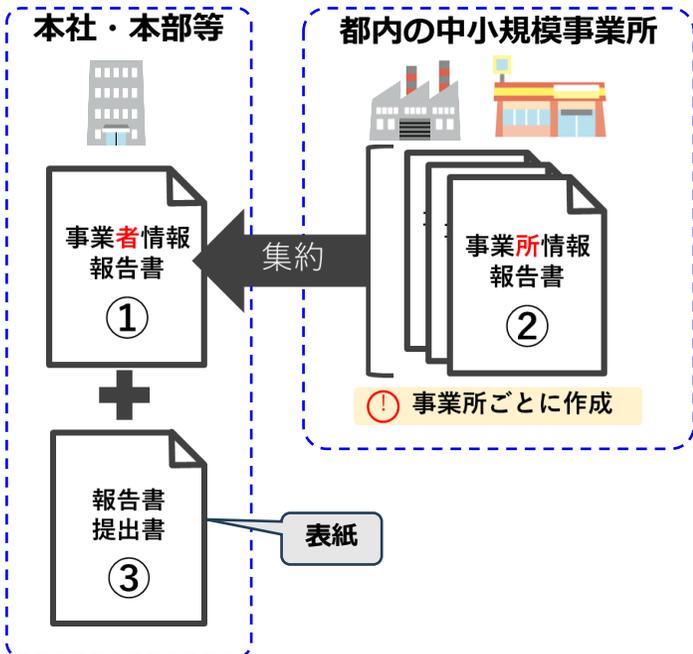
供給方法		内容
①オンサイト再エネ	自家発電・発熱	事業所の敷地内に設置した再エネ設備で発生させた電気であり自営線を介して事業所等に供給されたもの
	オンサイト型PPA	事業所の敷地内に設置した第三者保有の再エネ設備で発生させた電気であり自営線を介して事業所等に供給されたもの
②オフサイト再エネ	自営線等	事業所の敷地外に設置した再エネ設備で発生させた電気であり自営線等を介して事業所等に供給されたもの
	オフサイト型PPA	事業所の敷地外に設置した第三者保有の再エネ設備で発生させた電気 (特定の需要家に供給することを約束されたものに限る) であって、直接事業所等に供給されたもの
	自己託送	再エネ設備を用いて発電した電気であり自営線等とは別の搬送方法で、当該再エネ設備を設置する者の別の場所にある事業所等に供給されたもの
③小売電気事業者からの購入	小売電気事業者が提供する再エネ電気プランを契約し、供給を受けたもの。すべて再エネ電源で発電した電気を供給するものもあれば、火力等の化石燃料由来の電源で発電した電気に非化石証書やグリーン電力証書等を付与して実質再エネにしているものもある。	
④再エネ由来証書の利用	グリーン電力証書 グリーン熱証書	グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再生可能エネルギーにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書
	FIT非化石証書 非FIT非化石証書 (再エネ指定)	再生可能エネルギーなど非化石電源の「環境価値」を取引するために、経済産業省 資源エネルギー庁が認証・発行する証書

3. 報告書の作成・提出



- 報告書の作成方法は、**都が提供する「作成ツール」**を活用
- 報告書の提出は、**オンライン提出**を推奨（CD等の郵送による提出も可能）

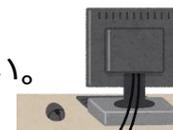
事業者



- ・事業者単位で報告書（①②③で構成）を作成・提出
- ・2030年度に向けた省エネ・再エネ利用の目標・計画の設定【新規】

作成方法

- ①都環境局のホームページから「作成ツール」をダウンロード（毎年度、最新版をダウンロード）
- ②「作成ツール」を開いて報告項目を入力。
「作成マニュアル動画」をご参照ください。



「作成ツール」の機能

- ★ 報告書・提出書の一括作成
- ★ CO₂排出量等の自動換算
- ★ 複数事業所の一括入力
- ★ 過去の提出データの取込み
- ★ 複数事業所データの統合

作成マニュアル動画（作成ツールダウンロード先、作成マニュアル動画視聴先）

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/businesses/document/writing>



提出方法・提出期限

- 「作成ツール」に入力完了後、**オンライン提出**できます（推奨）
- **義務提出**の事業者は、**2026（令和8）年8月31日（月）**までに提出
任意提出の事業者は、**2026（令和8）年12月15日（火）**までに提出

手続きには担当者のメールアドレスが必要です

報告書の提出

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/businesses/document/submit>

※行政書士又は行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成を、業として行うことは法律で禁止されています。（法律に別段の定めがある場合を除く。）



4. 報告内容の公表



○ 事業者又は事業所ごとの条件検索ができるほか、事業者・事業所を特定しない形式でのオープンデータ化を予定

令和7年度（2025）地球温暖化対策実施状況(事業所)

A0447-0102
東京都
三宅支庁庁舎

所在地	東京都三宅島三宅村伊豆642
延床面積	5030.67 m ²
主たる用途	事務所
産業分類（中）	98 地方公務
産業分類（細）	11 都道府県の機関
事業所のある建物の築年	2011年
省エネ改修年度（任意）	

戻る 印刷する 事業者の対策 目次

CO2排出量

燃料等の使用に伴うCO2排出量	9999 kg-CO ₂	上下水道の使用に伴うCO2排出量	9999 kg-CO ₂
-----------------	-------------------------	------------------	-------------------------

省エネルギー対策

運用対策	
A104	取組状況の点検体制の構築
A105	取組内容や点検体制の定期的改善
A106	組織横断的な推進体制の整備
設備保守対策	
A104	取組状況の点検体制の構築
A105	取組内容や点検体制の定期的改善
A106	組織横断的な推進体制の整備
設備導入対策	
A104	取組状況の点検体制の構築
A105	取組内容や点検体制の定期的改善
A106	組織横断的な推進体制の整備

再生可能エネルギー利用

オンサイト再生エネルギー設備	
種類	4：バイオマス
定格出力	9999kW
設置年	2019年
オフサイト再生エネルギー設備	
種類	4：バイオマス
定格出力	9999kW
設置年	2019年
小売電気事業者との再生エネメニュー契約	
あり	
再生エネ由来証書の種類	
非FIT 非化石証書（再生エネ指定）	

公表イメージ

（以下、画面下部）

ベンチマーク等の指標との比較

燃料等の使用に伴う延床面積当たりのCO2排出量	9999 kg-CO ₂ /m ²	カーボンベンチマーク評価	A
延床面積当たりのエネルギー使用量	9999 MJ/m ²	エネルギーベンチマーク評価	A
使用電力量に占める再生エネ電気の割合	99%	再生エネルギー利用割合の指標評価	A

※評価は、2025年度実績分から（なお、ベンチマーク評価は対象業種区分の事業所のみ）

先進的取組

省エネに関する先進的取組 実施項目	特記事項
再生エネに関する先進的取組 実施項目	特記事項

組織体制の整備状況

実施項目	
A104	取組状況の点検体制の構築
A105	取組内容や点検体制の定期的改善
A106	組織横断的な推進体制の整備
A107	取組状況の点検体制の構築
A108	取組内容や点検体制の定期的改善
A109	組織横断的な推進体制の整備

エネルギー等の使用状況の把握

実施項目	
A104	取組状況の点検体制の構築
A105	取組内容や点検体制の定期的改善
A106	組織横断的な推進体制の整備
A107	取組状況の点検体制の構築
A108	取組内容や点検体制の定期的改善
A109	組織横断的な推進体制の整備

カーボンレポートのダウンロード

各事業所の温暖化対策の取組状況をわかりやすく表示したカーボンレポートを作成できます。
※作成中の場合はダウンロードできません。

ダウンロード

戻る 印刷する 事業者の対策実施状況 目次

ご静聴ありがとうございました。

